

# 日司連における男女共同参画への取り組み

日司連人権委員会委員

石井 寛昭  
いしい ひろあき

## 一 セクシュアル・ハラ スメント防止に向けて

二〇〇七年四月に施行された改正男女雇用機会均等法（以下「均等法」という）により、職場におけるセクシュアル・ハラ・スメントについて必要な措置をとることが事業主の義務となった。また、同法施行にともない、事業主が守らなければならない九項目の指針が具体的に定められており、これは事業規模や職場状況を問わず必ず講じなければならぬ。九項目の概要は以下のとおりである。①職場におけるセクシュアル・ハラ・スメン

トの内容及び職場におけるセクシュアル・ハラ・スメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知啓発すること。②職場におけるセクシュアル・ハラ・スメントに係る性的な言動を行ったものについては、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他職場における服務規律等を定めた文章に規定し、管理監督者を含む労働者に周知啓発すること。③苦情を含む相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること。④相談担当者が適切に対応できること。また、現実に職場におけ

るセクシュアル・ハラ・スメントが生じている場合でなくとも、その発生の恐れがある場合や、セクシュアル・ハラ・スメントに該当するか微妙な場合であつても、広く相談に対応すること。⑤事案に係る事実関係を迅速に把握すること。⑥職場におけるセクシュアル・ハラ・スメントが確認できた場合においては、行為者に対する措置及び被害者に対する措置を迅速に行うこと。⑦改めて職場におけるセクシュアル・ハラ・スメントに関する方針を周知啓発する等の再発防止策を講ずること。セクシュアル・ハラ・スメントが確認できなかつ

た場合にも同様の措置を講ずること。⑧相談への対応又は当該セクシュアル・ハラ・スメントへの事後の対応にあたっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること。⑨労働者が職場におけるセクシュアル・ハラ・スメントについての相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱をしてはならない旨を定め、労働者に周知啓発すること。そして、こうした対策が講じられず、是正指導にも応じない場合は、企業名が公表されることになる。

さらに男女共同参画社会基本法に基づく基本計画においても、セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進が盛り込まれている。

現在日司連ではセクシュアル・ハラスメント防止規則及び同規則に基づく相談窓口を設定するために協議を重ねている。

性別を問わず、セクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける重大な行為であり、不法行為責任のみならず雇用管理上の措置義務違反の債務不履行責任を問われる可能性がある。しかし、そうした認識はどこまで浸透しているか。いまだに「個人的に解決すべき問題」あるいは「軽微な問題」と捉えられてはいないだろうか。どこかに「被害を訴える方にも原因がある」「ヒステリックである」という固定観念はないだろうか。被害者に対する偏見は、従来の習慣からくる個人的な価値観に内在化され、気付きにくい面がある。セクシュアル・ハ

ラスメント防止規則制定及び運用にあたっては、個人の意識改革こそ重要である。そうでなければ、被害を訴えてきたものを異質視し、救済どころか逆に排斥してしまいかねない。日司連人権委員会では、各種研修等を通し周知徹底を検討している。

日司連は率先してセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針を示す必要がある。私たち一人ひとりがその言動に注意を払うのは当然であるが、事業主として雇用している職員に対し均等法に基づいた措置義務を果たさなければならぬ。雇用している職員が、事務所訪問者からセクシュアル・ハラスメント被害を受けているにもかかわらず、事業主がこれを放置していれば雇用管理上の措置義務違反を問われる可能性があり、逆に雇用している職員が、事務所訪問者に対し加害行為をしていれば、使用者責任を問われることになる。

## 二 男女共同参画社会へむけての日司連の役割

男女共同参画社会の実現は、

「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」（男女共同参画社会基本法前文）であり、社会のあらゆる分野においてその推進が求められている。日本弁護士連合会は、男女の人権の確立及び男女の実質的な平等を図るとともに、ジェンダー（社会的性別）に基づく性別役割分業意識・固定観念・偏見を排除し、女性会員の積極的な政策・方針決定過程への参画の拡大を実現するため、昨年「男女共同参画施策基本大綱」を定めている。残念ながら、日司連は男女共同参画社会の推進について遅れていると言わざるを得ない。セクシュアル・ハラスメント防止規則制定に向けてようやく検討を始めたが、会則や規則には性別による差別を禁止する規定はなく、相談窓口もない。また、日司連理事は全員が男性会員で

あり、今般セクシュアル・ハラスメント防止規則を検討してきた日司連人権委員会にしても、その構成メンバーは全員男性会員である。多くの視点を政策に反映させるためにも、具体的な数値目標を含めた積極的な行動が求められているのではないかと、ここ数年の司法書士試験合格者のうち約二八％は女性であるが、日司連登録会員数における女性会員の割合は一二・七％（二〇〇七年九月現在）にとどまっている。まずは日司連における男女共同参画を妨げている要因について、現状を把握するため全会員向けのアンケート実施と結果の分析をしなければならぬ。その上で、男女共同参画の視点にたった会則の見直しが必要ではないか。日司連内において、女性会員の意見が反映されることは、より公正で良質な司法制度を確立し、司法アクセスの拡充につながると確信している。

# 先進司法書士会から学ぶ

## —大阪司法書士会を訪ねて—

取材者 西山 にしやま  
弓子 ゆみこ

(日司連月報発行委員会)

全国の司法書士会に先駆け、司法におけるジェンダーバイアスの撤廃、男女共同参画社会の実現のための活動に積極的に取り組んでいる大阪司法書士会。

平成一六年度に人権擁護推進委員会を設置し、「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に大阪司法書士会として会員登録、平成一八年五月には「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」を制定するなど、女性や子ども、高齢者の人権問題、

特にドメスティックバイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの問題に関し、先進的かつ迅速な取り組みが展開されている。

今回、大阪司法書士会の特にセクシュアル・ハラスメント防止対策に注目し、実際にどのような取り組みがなされているか、その原動力は何か、問題意識の所在や取り組みの経緯を含め、大阪司法書士会会長北田五十一氏と人権委員会委員長小牧

美江氏を取材した。

\*

大阪司法書士会は、平成一六年五月の定時総会において、心理的・経済的に司法アクセスが困難な女性や子ども等に配慮した相談体制の確立をはじめとする人権擁護活動の積極的推進を宣言した「人権擁護活動推進宣言決議案」が可決採択され、同年七月に企画法規部と相談部の共同所管の臨時特別委員会として「人権擁護推進委員会」を設

置するに至っている。

この人権擁護推進委員会は、後に「擁護する活動だけではなく、司法書士自身への啓発や意識改革にも力を入れるべき」との考えから、委員会名称から「擁護」という文字を除き、委員会規定を設けた「人権委員会」として新たに設置されているが、人権擁護推進委員会設置後もない平成一六年一月に、女性の人権に配慮した「女性と子どものための専門相談会（以下、

「専門相談会」という)事業をスタートさせている。

専門相談会は、毎月第三水曜日の常設相談とその他の水曜日の予約相談(いずれも午後一時から午後四時まで)を並行開催しているが、専門相談会の登録相談員となるためには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称・DV防止法)や児童虐待の防止等に関する法律(通称・児童虐待防止法)など関連法令の研修受講はもちろんのこと、被害者心理に関する研修や相談技法の習得が要件として課せられており、相談員として持つべき正しい知識やスキルを習得していない司法書士による相談時の二次被害を最大限防止するための二重三重の対策が講じられている。

もなどの「人」をモチーフとして使用していない。大小六色の円形をアトランダムに配置したデザインは、「人がモチーフだと、その人物像と自分自身が一致せず、被害者が自分の抱える問題の相談先として相談会を認知しづらくなり、相談意欲が削がれてしまうことがある。たくさんの方に相談して欲しいのであえて抽象的なデザインにした」と、パンフレットのデザインにも一定の配慮がなされていることを小牧委員長の説明で知ることができた。

\*

大阪司法書士会が人権委員会設置後、女性や子どもの人権に関する事業を次々と展開していったことは分かったが、そこからなぜ「セクシュアル・ハラスメント」の防止に関する要綱」を作ることに繋がったのだろうか。この点に関して、実は平成一

六年と平成一七年に二件のセクシュアル・ハラスメントに関する報告が大阪司法書士会に寄せられたことも要因の一つとなったのだそうだ。

北田会長は、平成一七年に会長に就任するとすぐ、当時の企画法規部と人権委員会に調査・検討を指示し、人権委員会内に検討チームを立ち上げ、対応にあたったそうだ。そしてその検討チーム発足・検討を機に、大阪司法書士会内でセクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じる必要性を痛感するに至り、引き続き、第二東京弁護士会セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則や人事院規則などを参考にしながら、素案の策定作業に入っていくことになった。

「要綱」制定後、これに基づくセクシュアル・ハラスメント相談対応制度実施のための規程等を策定する過程で周囲よりたぐさんのご意見をいただいたが、どちらかというと消極的意見が多く、企画法規部正副部长や担当副会長をはじめとする執行部では「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の目的は会員を縛ることではない」「セクシュアル・ハラスメント防止に関する雇い管理上必要な配慮義務を怠ったことにより、医師会は事業主としての不法行為責任を問われた判例があるが、司法書士会も同様の義務を負っているのである。この義務は、改正均等法によって配慮義務から措置を講ずる義務へと厳格化されているのだから尚更何もしなくていいわけがない」「セクシュアル・ハラスメントに関する相談を受けた場合、大いに役立つスキルの提供でもある。個室での面談相談があり得る現場において、セクシュアル・ハラスメ

ントの防止に関する知識を持つことは、被害者のためだけでなく相談を受ける司法書士自身も守るものでもある」と会員に対し説得したそうだ。

「セクシュアル・ハラスメント」の一般的な定義は、「相手方が不快に感じる性的言動」とされる。ちよつと肩をもむ、頭をなでる。「親しさを表現しただけ」そんな弁解はもはや通用しない。セクシュアル・ハラスメントの防止に努めることは、法律職能であると同時に事業主でもある司法書士として当然の義務であるとの自覚をきちんと持つことが社会的にも求められているのだ。まさに「自覚」の問題なのである。

そこで、自覚を持つためにはどうしたら良いのか。仮に、大阪司法書士会の取り組みを大阪会方式と呼ぶならば、その特筆すべき方式として、毎月の会務

通信にセクシュアル・ハラスメントに関する判例紹介記事「セクシュアル・ハラスメント防止情報」を全一九回にわたって連載し、毎月会員の目にセクシュアル・ハラスメントに関する情報が入る環境を整え、会員間の意識の差を埋める努力を怠らなかつたことが挙げられる。

会員に対する情報提供は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(通称・雇用機会均等法)の改正法が平成一九年四月に施行され、この改正均等法第一条でセクシュアル・ハラスメントの防止について事業主に必要な措置を講じる義務が課せられた。この改正法の施行前にも、大阪司法書士会は、司法書士事務所職員就業規則作成のための参考資料を会員向けに配付するといふ対応を取っている。そして、労働者災害補償保険に関する情



▲大阪会会長 北田五十一年氏

報提供をも同時に行っており、会員に対する情報提供のキメの細かさはまさに圧巻である。

会員への情報提供を積極的に行う理由を「どのような視点から何をしたらいいの?という会員の疑問に対する回答としての情報提供を行うことが人権委員会の役割だから」と、小牧委員長は当然のこととして語る。

\*

日弁連では、昭和五一年五月に「女性の権利に関する委員会」が設置され、現在ではあらゆる分野に男女が共に参画し、真の両性の平等の実現を目指すために「両性の平等に関する委員会」と名称を変えている。つまり、女性の権利に関する委員会が設置され、日弁連が女性の権利に関する取り組みを始めて昨年で三〇周年を迎えたのだそ



▲大阪会人権委員会委員 小牧美江氏

うだ。その三〇周年の節目の年となる平成一九年四月二〇日に、日弁連は「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」を制定した。

私たち司法書士は、これまで女性やこどもの人権、男女共同参画などについて議論したり対策を講じてこなかった。だからといって今から三〇年の時間をかけて一から築き上げていく時

間的猶予はもはやない。私たちは、弁護士会の三〇年の歩みを駆け足でたどり、私たち自身の問題として自覚し、会員間の意識差の是正に取り組んでいかなければならない。具体的には、ジェンダーに基づく性別役割分業の意識や偏見を排除し、会としても、司法書士会における男女の実質的な平等を図るとともに、司法書士会内におけるポジ

ティブアクションとして、理事会・常任理事会への女性会員の積極的参画などが目標として掲げられるであろう。

また、女性の人権を取り上げるとき、必ずといっていいほど「女性」と相対する存在としての「男性」を持ち出し、「逆に女性に偏った配慮であり男性の人権を侵害している」といった批判の声があがる。きつと他の司法書士会でも、女性やこどものための専門相談会の開催やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する対策を講じようと提案した際に同様の意見が出てくるのが想定できる。しかし、この種の批判の声は、弁護士会における女性の権利に関する委員会が設置された当時、つまり三〇年前の声と同質・同レベルの声であり、それらの声として現れた会員間の意識の差を埋める努力を弁護士会も三〇年間継続

して行ってきたのだという事実  
に思い至らなければならないの  
だろう。

\*

最後に、北田会長と小牧委員  
長に、他の司法書士会へのアド  
バイスをお願いした。

「いきなりセクシュアル・ハ  
ラスメント防止に関する要綱や  
規程の作成を進めるのではなく、  
セクシュアル・ハラスメント防  
止情報を会報に掲載するといっ  
た会員向けの啓発活動から始め  
てみてはどうでしょうか」

「予防が一番。万一セクシュ  
アル・ハラスメントに関する事  
件が起きたら、会は対応に追わ  
れ大混乱をきたす。危機管理(ク  
ライシスマネージメント)意識  
をもって早急に防止に関する対  
策を講じてください」

さあどうする、司法書士。司  
法書士会！

〈資料〉大阪会の会務通信より

らセクハラ行為には当たらないとの認識を有していたことは明らかで、被告 Y3 法人が、職場環境を維持・調整する義務を怠くしていたとは言えない、且、且頃から職員に対してセクハラ防止についての組織的措置を取っていた上、本件事件を防止できた可能性が高いから、Y3 法人は、「職場環境維持・調整義務が懈怠として、原告 X が上記認定のセクハラ行為により被った損害について不法行為に基づき、被告 Y1 と共同して賠償する責任を負う」というべきである」と判示しました。(鹿児島地裁判決平成 13 年 11 月 27 日、労働判例 886 号 151 頁)。

二ニカゴドイメント!

この判決が判断の根拠とした労働法 21 条の事業主の「配慮義務」は、平成 19 年 4 月 1 日の改正法施行により、男女双方の労働者がセクハラアルハラメントを受けるといふ「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置」を講ずる義務へと強化されます(改正法新 11 条)。

現行法上の事業主が「配慮すべき事項」は、労働省指針(平成 10 年労働省告示第 20 号)により示されていますが、改正法に基づく厚生労働省新指針案では、講ずべき「必要な措置」の内容として、以下の項目を盛り込むことが検討されています。

- (1) 事業主の方針(あつてはならない旨、行為者については厳正に対処する旨)の明確化及び、管理・監督者を含む労働者に対するその周知・啓発
- (2) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制(相談窓口の設置、相談窓口担当者の適切な対応、他)の整備
- (3) 職場におけるセクハラアルハラメントに係る事後の迅速かつ適切な対応(事実関係の迅速かつ正確な確認、行為者・被害者それぞれに対する措置の適正な実行、再発防止に向けた措置)
- (4) プライバシー保護に必要な措置を講じ、相談または事実関係の確認に協力したこと等を理由とした不利益取扱いを禁じたうえで、上記の各措置を講ずるべきこと

厚生労働省は、現行均等法・指針に基づく雇用管理体制を具体的に点検するためのチェックリストを「セクハラアルハラメントの防止対策の自主点検と改善のポイント」として、ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/dam.jokintou/index.html> に掲載しています。改正法への対応の第一段階として、各事務所の見直しを点検してみたいはいかがでしょうか。

セクシュアルハラスメントの防止対策のための会員研修が実施されます

11月7日(火)午後6時より大阪司法書士会館にて、会員研修「セクシュアルハラスメントの具体例と防止対策—司法書士が職務上・雇用管理上注意すべき事例の検討」が実施されます。会員各位におかれましては、この機会に本研修を受講いただきまますようお願いいたします。

セクシュアルハラスメント防止情報 -2- 平成 18 年 10 月号

セクシュアルハラスメント防止情報 平成 18 年 10 月号 (第 1 号)  
— 安心、安全な職場の中で、相談、業務、参事をすすめいただくために —  
大阪司法書士会 人権委員会

セクシュアルハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動をいいます。今回ご紹介する判例は、事業主がセクハラアルハラメントを防止するための雇用管理上必要な配慮義務を怠ったことにつき、事業主の不法行為責任を認めたものです。

事業主の職場環境維持・調整義務についての不法行為責任

(事案の概要) 平成 11 年 7 月、被告 Y3 社団法人(医師会)の職員であった原告 X は、被告 Y3 法人の事務局研修旅行の際、懇親会後の二次会で、上司であった被告 Y1 から肩に手を回す癖に軽くキスをする等のセクハラアルハラメント行為を受け、別の上司の被告 Y2 (Y1 の部下)は、被告 Y1 の行為を制止しなかった。原告 X は、平成 8 年 4 月から被告 Y3 法人に勤務していたが、事件後の平成 11 年 9 月に退職した。原告 X は、被告 Y1 と被告 Y2 に対し民法 709 条により、被告 Y3 法人に対しては Y1 と Y2 の使用者として民法 715 条により、また、職場環境の維持等についての注意義務を怠ったことにつき民法 709 条により、それぞれ損害賠償を求めた。被告らは、社会通念上の許容範囲を超えていない行為であるので、損害賠償責任の対象にならないと主張した。

(判決の要旨) 判決は、被告 Y1 の行為がいわゆるセクハラアルハラメント行為であり、原告 X の性的自由及び人格権を侵害する不法行為だと認め、被告 Y2 については、被告 Y1 の行為を制止しなかったことが直ちに原告 X に対するセクハラアルハラメント行為であると認められないと判断しました。

一方、被告 Y3 法人については、懇親会が解散した後の自由行動中に開催された二次会は、事業執行につき行われたとはいえないとして、使用者責任は否定されました。しかし、「平成 4 年ころ以降、セクハラ行為について行為者及び事業主の責任を認める裁判例が多数存在し、使用者責任のみならず、事業主の職場環境維持・調整義務についての基準も着目されつつあるところ、平成 11 年 4 月改正の雇用の分野における男女の均等法機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法) 21 条により、事業主のセクハラ行為防止のための配慮義務が定められたことは公知の事実であり、おおよそ事業主は、職場における性的な言動に対する女性職員の対応により労働条件等不利益を受けないように、また、性的な言動により女性職員の就業環境が害されるように雇用管理上必要な配慮を行う義務を有すると解される」にもかかわらず、被告 Y3 法人においては、「本件が問題となる以前には、セクハラ行為を防止する組織的措置は全く取られていなかった」と認定しました。そのため、「管理職及び一般職員が、懇親会等において女性職員の肩に手を回したり、胸にキスをしたり、顔にキスをする行為等その状況及び被害者の意識等によっては十分セクハラ行為に該当する行為について、この程度のセクハラアルハラメント防止情報

セクシュアルハラスメント防止情報 -1- 平成 18 年 10 月号



## アメリカ西海岸のギャンブラー・リカバリー事情

神奈川県司法書士会 稲村 厚

2007.10.5~10

## はじめに

私が病的ギャンブラーの回復（リカバリー）援助の活動をしていることは、たびたび本誌においてもご報告の機会を得ているが、その核ともいえるNPO

法人ワンデーポート（以下「ワンデーポート」という）で二〇〇七年一〇月に海外視察を行ったので、司法書士にも関連すると思われる部分を報告する。ワンデーポートは、わが国唯一の病的ギャンブラーのための回復施設であり、先進的な活動や模範になる施設の勉強をするには海外にその教材を求めるしかない。従って、ほぼ毎年Addiction

（依存症）のリカバリー先進国であるアメリカを中心に視察を行っている。本誌においても第四〇七号（二〇〇六年一月号）世界みてある記「ギャンブリ

グ・トリートメント・コート視察—アメリカ・ニューヨーク州のタウン・コート」（八九〜八九頁）で一度報告をしているが、今回は違った視点の視察であるため報告する。

## GA 2007 Western Conference 50th Anniversary

二〇〇七年一〇月五日から七日アメリカ・ロスアンゼルス（LA）においてGA（Gamblers Anonymous）の五〇周年Conferenceに参加した。GAというのは、自助グループであり、アルコールや薬物と同様に依存症者本人たちが集まり、そこで言いつばなし・聞きつばなしのミーティングを行うものである（注1）。これは二ステップの回復プログラムに基づく伝統的なものであり、世界的に取り入れられている。ギャ



▲GA 50周年 Conferenceの様子

ンブルにおいてこのミーティングが始まって五〇年が経過したということである。今回のConferenceには、世界各国から八〇〇名を超える参加者があつたと思われる。参加者は、依存症者本人・その家族・援助者である。オープニングセレモニーで参加者のカウントダウンが行われた。依存症界のカウントダウンとは、最後に「やって」どのくらい経ったか、ということである。一日から始まり、一





▲CASCADIAの前で（右から3番目が筆者）

リー）があり、思いもよらずギャンブルが市民の身近に波及している様子が見てとれた。

翌八日には、州の施設であるCASCADIAを訪問した。CASCADIAは「もっもっ Addiction」の回復施設であり、アルコール・薬物の問題を扱っていた。ポートランドに事務所とミーティング・ルームなどがあるが、宿泊できる施設は州都セーラムにあり、そこへも移動した。オレゴン州では、年間のギャンブ

ルの利益の1%を依存症者回復のために回される。そのため、CASCADIAを利用するのは無料である。セーラムにある施設はCASCADIA-BRIDGEMWAYという。CASCADIA-BRIDGEMWAYの入所者の「自分たちの治療費は、すでに支払っている」との言葉が印象的であった（注4）。こちらのギャンブル事情は、前述の通りカジノがマシーンとして街角に進出しており、しかもターゲットは中年の女性。BRIDGEMWAYの利用者も圧倒的に女性が多かった。女性にとって、ギャンブルが社会的プレッシャーの逃げ場になっているという。考えてみれば日本でも新しいパチンコ・マシンは、TVドラマや歌手などを材料にした中年女性をターゲットとしたものが多いことに気づく。まだ明らかになっていないが、日本でも相当数の女性の病的ギヤ

ンブラーが存在すると考えるのが自然であろう。CASCADIA-BRIDGEMWAYでは、初期面談から、ギャンブルが自分を蝕んでいることを教育すること。施設入所も外来も受け付けている。ギャンブルであるから、借金の問題が付きまとうのは日米共通である。このファイナンシャル・アセスメントもきちんと回復の道筋に位置づけられている。この位置づけは日本では全くできていない。しかし、オレゴン州でも、ようやくギャンブルに関して実態調査が始まったばかりだと言ふことであり、日本でも早期にこの問題に真剣に目を向ける必要があると感じた。

### 海外視察から見えてくるもの

日本でもカジノが合法化されつつある。日本で何か新しいこ

とが始まるときに賛成か反対かの議論がなされる傾向にあるようだ。むしろ、現実に存在するものをしっかりと把握して、その中で犠牲になっていく人間をいかに救っていくかという考え方を取り入れていかないと現在の社会には対応できないのではないだろうか。私は、海外視察にいくたびにそのような社会システムの作り方に考えが及ぶ。司法書士制度は社会資源の一つではない。この資源をどのように活用していくかとの観点で社会を見ていかないと将来を語ることはできないであろう。アメリカでもギャンブルを原因とする自殺が多いと語られていた。私たちは日々目の前の依頼者の現象を見て法律事務を行っている。それだけでは、見えなくなることもある。それを発見するために、できるだけ多く海外を視察する意味はあるであろう。



しかも、視察団は同業者でなく、できるだけ多角的な人材で構成されることをお勧めしたい。

(注1) GAにおいては、人の話を自分の鏡とすることによって自分自身への気づきとすること。現に回復している先行く人と出会えること。それらを通じて隠し事をせずに話ができる場により、正直に生きることを実体験することにより、ギャンブルを選ばない毎日を過ごすことができるようになる。

(注2) 依存症の自助グループでは、スポンサーシップが伝統化されており、自分より先にやめているひとを「スポンサー」として、様々な相談相手になっている。これにより、お互いに影響を受けることになる。

(注3) ギャンブラーの家族を対象とした自助グループ。家族としての関わり方に依存性がある

のために、本人と同様のミーティングにより回復していく。

(注4) 日本で唯一の病的ギャンブラー回復人所施設「ワンデーポート」は、NPO法人であり、全くの民間施設である。二〇〇七年度まで五年間にわたり神奈川県から約六〇〇万円程度の助成金をいただいていたが、次年度からはそれもなくなり、すべて自己資金での運営を余儀なくされている。

“紛争類型別”の解説とWeb情報で“簡裁訴訟”の実務をサポート!

# 訴訟実務マニュアル

## ＝簡裁活用テクニック＝



編集代表:加藤新太郎・馬橋隆紀/企画協力:日本司法書士会連合会  
■B5判・加除式・全1巻+web ■年間利用料 定価10,500円(税込)〈送料実費〉

書籍

- 第1編 訴訟代理人としての役割と倫理  
訴訟代理権の内容・業務の領域、代理人としての倫理等、基本的な重要論点を解説。
- 第2編 紛争類型別の訴訟実務  
賃金・売買・クレーサラなど紛争類型別に設定した事例をもとに、訴訟上の留意点や請求・主張・立証上のテクニックを解説。
- 第3編 簡裁における手続  
手続の流れに沿って、場面ごとに必要な書式の記入例を明示。

web

書籍で紹介した情報(書式・判例・法令・要件事実)をweb上で提供。  
書式はダウンロードして利用可能。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel.0120-203-694  
Fax.0120-302-640

## 第22回日司連中央研修会

2007.11.3 東京・日司連ホール

平成一九年十一月三日（土）に東京の日司連ホールにおいて第二回日司連中央研修会が行われた。

平成一四年に司法書士法の一部が改正され、司法書士に簡易裁判所の訴訟代理権（以下、「簡裁代理権」という）が付与されてから、四年有余、現在一万名を超える会員が代理権を取得している。しかしながら、私たちはこの権能を消費者金融会社を相手とした訴訟等には積極的に行使しているものの、一般民事事件に対する関与については簡裁代理権取得の前後において目立った変化はないと言われている。

本研修会では司法書士によるこうした簡裁代理権行使の実態、問題点そして今後の展開のあり方等について、最初に基調講演として、早稲田大学法務研究科教授・和田仁孝先生より『司法書士裁判実務の変容と展望』と題してご講演いただき、午後か

ら日司連裁判事務推進対策部委員の加藤俊明会員（神奈川県会）より『裁判事務の拡充発展と現場からの提言』について講義がなされ、その後同じく日司連裁判事務推進対策部委員の森守人会員（大阪会）から『これからの司法書士に問われるもの』としてご自身が関与された大阪北支部での法律相談員養成ゼミの体験報告等がなされた。

以下に、当日の研修内容の概要を紹介する。

\*

和田教授による基調講演では、

訴訟支援の構造として「法専門家モデル」（専門家が素人である依頼者を主導的にリードする関与形態・人々が抱える問題を法的に処理解決することで足りるとする）と「対人援助（関係志向）モデル」（専門家が当事者を援助しつつ、あくまでも当事者が紛争処理の主体であるという点を重視する関与形態・依頼者

は法的紛争と同時に法以外の経済的・社会的、人間関係的な様々な問題を抱えこんでおり、こうした問題全体に対して法的知識、技能を中核とした全般的なケアを提供する）を対比させ、現代社会においては共同体的な制度・関係の崩壊により、過剰なニーズともいえるべき後者の役割モデルが求められていると説く。

司法改革がもたらす法曹人口の増大とそれに伴う競争環境のなかで、司法書士が存在を示せるヒントがここにあるようである。

司法書士は簡裁代理権を付与される前から、書類作成や法的助言をしながら本人訴訟を支えてきた実績があり、そこでは必然的に当事者と向き合い寄り添う姿勢が求められていた。その結果、当事者は訴訟を「自分の問題を処理するフォーラム」として認識し、そうした過程を通じて司法書士との信頼関係を築

いてきたのである。

\*

司法書士が簡裁代理権を取得した現在、さらに市民のニーズに應える法律家たるためには一般的な裁判実務に対する関与件数を伸ばすべきであるが、統計上は厳しい数字になっている。

司法書士による裁判事務の現状については、加藤会員より統計結果を駆使して詳細な報告と分析があった。

平成一四年度から平成一八年度までの司法書士による裁判所提出書類の作成件数（本人訴訟を含む）は九万件前後から七万件程度に減少している半面、簡裁代理業務と裁判外和解手続等は平成一五年のそれぞれ六、〇〇〇件・一万件から年々倍近く増加し、平成一八年度は四万五、〇〇〇件・二〇万件を数えるに至っている。

しかしながら簡裁代理業務と裁判外和解手続等の内容は、（全

国的な統計を取っていないので）神奈川県会の裁判事務アンケートの集計結果によると、過払金返還請求訴訟が一般民事事件の五倍、任意整理に基づく裁判外の和解交渉業務はその他一般事件の交渉のなんと三四倍にもなっているようである。

そこには、消費者事件は一般民事事件に比較して論点が明確であり且つ報酬も魅力であるので取り組みやすいが、類型的でない一般民事事件は認定を受けたいといえ裁判実務に不慣れな多くの司法書士が受任をためらっている姿が浮かび上がってくる。

日常的な法律紛争に関しては適切な研修・自己研鑽により多くの司法書士が十分に対応できると思われるので、講義形式の研修にとどまらず、事例研修、随伴研修、共同受託制度の確立等によるOJT (On the Job Training) の機会を設定する

など、日司連・ブロック・各司法書士会挙げて裁判事務の拡充発展に取り組むべきと主張する。現状のままでは、消費者事件の減少と法曹人口の増大により、簡裁代理業務の分野においても弁護士の人参により司法書士の代理権行使の機会は減少するであろうと警鐘を鳴らす。

\*

森会員からはこうした問題意識に基づき、大阪会北支部で平成一七年から始めている法律相談員養成ゼミ（一七・一八年度は一〇〇時間、一九年度は六〇時間）の紹介があった。

相談過誤を失くすとともに簡裁代理業務に積極的に取り組めるように、生の事件を扱い参加型の能動的研修を実施し、司法書士が自分の頭で考え、自分の言葉で裁判所・依頼者に発信できる能力を身に付けることを目的にしている。

売買・貸金など八つの典型的

な事件について、事情聴取、起案、講評、白表紙（即日起案）、模擬裁判を実施することによってながらバーチャルOJTの実現を図っている。

法的知識、技能の修得と同等以上に、法律家として重要なものは「社会的見識」であり、「一般常識」である。前述した「対人援助（関係志向）モデル」にも通じるのかもしれないが、森会員がこのことを強調していたのが印象に残っている。

\*

長年に亘って培ってきた不動産登記の知識・経験を訴訟に応用し、不動産事件については「登記」も「訴訟」も司法書士、という専門性の確立がひとつの目指すべき方向性ではあるのだから、法制度の不備も含め乗り越えるべき課題は多いと痛感した研修であった。

（月報発行委員会 荻戸 安彦）

## 消費者問題対応実務セミナー

2007.11.23-24 大阪・天満研修センター

平成一九年十一月二三日（金）・二四日（土）の二日間、大阪の天満研修センターにおいて、日司連主催の平成一九年消費者問題対応実務セミナーが行われた。以下、当研修で行われたことを一日目と二日目に分けて概説する。

## 【一日目】

初日は午前一〇時より、小澤吉徳会員（静岡県会）を講師として、「改正貸金業法下における司法書士の役割」と題した講義が行われた。主として初学者を対象とした講義であった。消費者金融マーケットの拡大とそれに伴う多重債務問題の深刻化が、世論の後押しも受けて、上限金利の引下げや総量規制の導入・貸金業務の適正化を柱とした貸金業法の改正へと繋がった。そして今後、地方自治体で設置される相談窓口と連携していく

ことや、ヤミ金と闘いヤミ金を撲滅させること、また今後予想される消費者金融の倒産についての対応等、多岐に渡る説明がなされた。

午後一時からは、日司連の西村昭一副会長、中央研修所の井上利博所長の挨拶に続き、国立大学法人秋田大学医学部・医学部長の本橋豊氏を講師として、「多重債務と自殺」についての基調講演がなされた。日本の自殺率は先進諸国の中でも高いのが現状である。その原因は何処にあるのだろうか、健康問題なのか、それとも経済的な問題なのであろうか。だが、この問題は二者択一で考える問題ではなく、複合的に要因が絡まっていること、そして自殺は社会的に防ぐことのできる問題であり、原因の一つに多重債務問題が存在するのであれば、私たち司法書士と医師が連携していく必要

があること、またうつ病の患者に対する対応の方法や自殺対策基本法についても説明がなされた。

その後、来る平成二〇年九月に大阪で開催される全国青年司法書士協議会主催の全国研修会について主管引先である大阪青年司法書士会から告知があり、その後、分科会第一部（クレサラ入門Ⅰ、不当利得返還請求入門、任意整理、改正貸金業法Ⅰ、破産Ⅰ、消費者教育Ⅰ、悪質商法対策Ⅰ理論編）と第二部（クレサラ入門Ⅱ、相談技法、多重債務プログラム、特定調停、破産Ⅱ、消費者教育Ⅱ、悪質商法対策Ⅱ実践編、不当利得返還請求各論）が行われた。以下、第一部と第二部の分科会については、筆者が受講したクレサラ入門Ⅰ・Ⅱ（講師 黒澤賢一会員・東京会）について報告することとする。

クレサラ入門Ⅰでは、相談時の注意点、債権調査、事件の各手続への振り分けのポイントについての説明がなされた。その中で、平成一九年九月より信用情報機関の運用が改善された点等についても触れられた。続いて、クレサラ入門Ⅱでは、任意整理・特定調停・民事再生・破産といった各手続についての説明がなされた。任意整理では、時の経過と共に支払いが困難に



なることが多いので、確実な収入をベースに各業者への返済月額を少なめに設定することや期限の利益喪失約款についての可否、過払い債権がある場合で民事再生を申し立てる場合の注意点、破産手続についての東京地方裁判所の運用等、実例を交えて様々なアドバイスがなされた。そして午後六時三〇分、一日目は閉幕した。

## 【二日目】

一日目に続き、第三分科会「改正貸金業法Ⅱ、不当利得返還請求入門、個人民事再生手続前編、ヤミ金、法人破産、悪質商法対策Ⅰ」と第四分科会（相談技法、不当利得返還請求各論、個人民事再生手続後編、利息計算の手法、任意整理、悪質商法対策Ⅱ、生活保護）に分かれ、各講義が行われた。

その中で、受講した個人民事

再生手続（講師 成瀬耕一会員・富山県会）について報告する。

受講者数は約九〇名。いわゆるベテランから若手まで受講者層の厚さが印象的であった。

まず初めに、個人民事再生手続が創設された背景、他の債務整理に関する法制度との差異などについて説明がなされた。手続きに関しては、申立前の打合せの段階から再生計画案確定まで順を追った説明がなされた。

その後、小規模個人再生と給与所得者等再生では、申立後の手続き間の乗り換えが法制度上用意されていないため、申立後に他方への乗り換えが必要となった場合には、一旦取り下げることになるなど、手続き選択の際に慎重を要する点や申立前の事前シミュレーションの重要性が指摘された。また、給与所得者等再生の収入要件のうち、「そ

の額の変動の幅が小さい」という要件があるが、何をもって「変動の幅が小さい」と判断するが、非常に悩ましいところであるが、この点についても「年収ベースで五分の一程度の変動幅であれば小さいとされる」。また、実際の相談事案で散見される、現在は無収入であるが再就職が決まっているというケースの場合に再生が利用できるかについては、「収入の見込みがあればよく、申立の時点で無職であっても内定通知書などの疎明資料があれば、再生申立が可能である」。

清算価値保障について、破産法の自由財産が拡張されたことで個人再生手続き上の清算価値に影響があるかという点については、「影響はなく従来どおりの運用がなされている」など、実務での有用な目安を紹介された。

「再生計画案確定後のチェック機能が裁判所にはなく、司法

書士が関与する必要性がある」と、司法書士が申立後も依頼者との関係を維持し、積極的に生活再建に関与する必要性が高いと語る成瀬講師の姿には、法律職能としてのプライドを感じ、非常に共感できた。

講義終了後、受講者に対し「なぜこの講座を選んだのか」という質問を試みたところ、「受任事件における多重債務事件数の割合が高くなっている現状から、債務整理の選択肢として個人再生手続の重要性を改めて思い至った」「個人民事再生手続きができた直後に学んで以降、しばらく再生申立をしていなかったのも最新情報が欲しかった」「今まで再生を利用したことがないので、これを機に積極的に再生事件も取り扱えるようにスキルアップしたい」といった日常業務における必要性を挙げた人が多かった。

成瀬講師自ら個人再生を扱う中で生じた疑問を裁判所へ確認し得られた回答を紹介するなど、実践をベースにした講義は非常にリアルでわかりやすく、私自身疑問に思っていた論点への回答を提示してもらえる大変充実した講義であった。他の受講者も同様に感じたであろうことは、受講者の真剣な受講態度が自ずと物語っていたように思う。

（月報発行委員会 松本 尚

西山 弓子）

## ★日本司法書士会連合会推薦図書

ADRの手続や要点を簡潔に解説！

# 司法書士 ADR実践の手引

編集 日本司法書士会連合会ADR対策部

- ◆ 司法書士会調停センターが行うADR手続をQ&Aでわかりやすく解説。
- ◆ ADRの技法をシナリオ形式で具体的に例示。
- ◆ 紛争の種類別に実践事例を詳しく紹介。

日常の法律相談にも活用できる  
技法・事例を豊富に掲載！



A5判・総頁354頁  
定価3,570円（本体3,400円）送料340円

 新日本法規出版

☎ 0120-089-339 受付時間 8:30～17:00  
(土・日・祝日を除く)  
ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>  
E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

# REPORT

## 「全青司憲法討論フォーラム」& 「ハンセン病問題基本法の制定を求める緊急集会」

2007.11.25

大阪・エル・おおさか

二〇〇七年十一月二十五日(日)  
エル・おおさか(大阪府立労働センター)七階会議室にて、「全青司憲法討論フォーラム」&「ハンセン病問題基本法の制定を求める緊急集会」が開催された(主催…全国青年司法書士協議会 後援…日本司法書士会連合会)。

「全青司憲法討論フォーラム」では、全青司憲法委員会が憲法の現場を取材した結果を会場に報告し、憲法上の問題点や全青司の取組みなどを討論すること、また「ハンセン病問題基本法の制定を求める緊急集会」では、終身絶対強制隔離政策を合法化し、ハンセン病に対する差別偏見を下支えしてきた各法律や、高齢者となった回復者の現状を知り、今なぜハンセン病問題基本法の制定が求められているのか、私たちが司法書士として回復者の人生最後の闘いを共に闘うことの意義について考え、行動することを目的に開かれた。

全青司副会長稲本信広氏より、

ハンセン病問題について反省と謝罪を表明した国が、今なお被害者やその家族の人権回復・社会復帰のための具体的な政策を講じていない中で、この問題にどう取り組んでいくか議論をしていきたいとの開会挨拶の後、第一講では全青司憲法委員会委員長澤田章仁氏より憲法委員会の活動報告がなされた。第二講は沖繩愛楽園証言集編集事務局辻央(つじ あきら) 研究員より、報告・スライド上映、第三講では琉球大学森川恭剛教授の講演が行われた。

澤田氏は、全青司憲法委員会が活動を始めてから二年間、沖繩をはじめとする各地の憲法問題の現場を取材してきたことを述べ、今回はハンセン病基本法の制定を求める動きがある中、委員会が取材した熊本菊池恵楓園を取り上げ、ハンセン病の歴史、人権を無視され続けてきた療養所での入所者の生活などが「人間の尊厳とその過去と現在」と題したスライド形式で報

告された。ハンセン病には大きく二つの特徴的な問題がある。優性政策と隔離政策の問題だ。委員会では今回は、特に隔離政策に着目して取材を行った。隔離政策によって被害者の人間としての尊厳を奪い、また被害者の姿を隠し、見えなくすることによって、社会の、つまり私たちの問題に対するリアリティを欠如させ、それが無関心や無理解に結びついていく。司法書士としてこの問題に取り組むには、隔離政策によって絶たれたコミュニケーションの復活が必要であり、具体的には、まずは相談活動の継続が大切だと訴えた。

辻氏からは、二〇〇七年八月に発刊された沖繩愛楽園証言集の内容について、「ハンセン病療養所における聴き取り調査を終えて」と題して愛楽園の歴史とともに報告がなされた。この証言集は入所者を含む一九七名と調査員一一一人が五年半の歳月をかけて完成させたものだ。聴き取り調査が行われることにな

つた理由の一つに一九九八年に提訴された「らい予防法違憲国賠訴訟」の問題がある。二〇〇一年五月原告には勝訴判決が出されたが、判決では、本土復帰する前の沖縄は二七年間アメリカの統治下にあり本土のハンセン病政策とは異なる経緯をたどったため、本土復帰前の沖縄における被害を本土の同時期の被害と同視できないとされた。これにより国賠訴訟における被害の認定や賠償額の算定に大きく影響してしまう。そのためにも、沖縄におけるハンセン病隔離の被害実態を明らかにする必要があるのだ。辻氏は、沖縄における隔離政策の実態を検証し、反省し、このようなことを二度と繰り返してはならないと訴えた。

森川教授は、「ハンセン病差別被害の法的研究―法律が下支えしてきたハンセン病の終身強制隔離政策と法律の信頼回復のために」と題して、ハンセン病問題の歴史的経緯や、熊本地裁

判決の意義と残された課題について解説された。本土復帰前の沖縄においての隔離政策の実態は不明とされているが、沖縄も本土と同様又はそれ以上に過酷な状況にあつたと指摘され、判決後の運動で国との間で獲得した事項を法律に明文化したハンセン病問題基本法の制定の必要性について説明された。

第四講として「憲法問題・ハンセン病問題と全青司の取組みについて」をテーマに、パネラーに早稲田大学水島朝穂教授、琉球大学森川恭剛教授、証言集編集事務局辻央氏、全国退所者原告団（全退連）代表伊藤武雄氏を迎え、憲法委員会委員西山弓子氏、同委員長澤田章仁氏をコーディネーターにパネル・ディスカッションが開催された。

伊藤氏は全退連組織化の経緯や現在にいたる国との闘いについて語られ、全国に約一、四〇〇人いる退所者が療養所を利用するために、健康保険を便するようになること、また市民も利

用できる開かれた療養所とするためには「らい予防法廃止法」が障害となるので、廃止法を廃止して「ハンセン病問題基本法」を早急に制定する運動の必要性を強く訴えられた。また、森川教授は、「ハンセン病問題基本法」制定に際し、特に療養所のあり方について、地方自治体や地域住民の施設利用を認めることでハンセン病差別の象徴から差別克服の場所にしていくことが必要だと提言された。水島教授は、「ハンセン病問題基本法」が、憲法に準ずるものとして国の理念と方向となによりもその国の形を示す目的で作られた戦後初期型の「基本法」のように、憲法に準ずる重いものとして位置づけるべきだと述べられ、そのためには国家が明確に謝罪した上で、二度と過ちを繰り返さないための抑止効果のある「基本法」を制定する必要があると強調された。

第五講では、水島教授より基調総括講演が行われた。法政策

論の立場から、法律は議会が作るものだが、市民が法の世界を動かすことはできる。市民の力で「ハンセン病問題基本法」を憲法理念を具体化する真の意味での基本法にしようと呼びかけられた。そして、市民が中心となつて戦略的に自身の濃い法律を作る、その手伝いが司法書士にはできるはずだ。司法書士法

第一条にある「権利の保護」の観点からも「ハンセン病問題基本法」制定について積極的に取り組んで欲しい、と激励された。最後に「ハンセン病問題基本法の制定を求める緊急集会アピール」を満場一致で採択した。全青司会長伊見真希氏より、「ハンセン病問題は法律が差別・偏見の下支えをしてきた事実を法律家としてどうとらえるかという問題でもあると考えている。今回の集会がさまざまな立場の人たちの、連帯の新しい一歩となつて欲しい」との閉会挨拶がなされ、集会を終了した。

（月報発行委員会 杉坂 美由紀）

## 平成19年度第3回臨時全国会長会

2007.11.27-28 東京・日司連ホール

平成一九年度第三回臨時全国会長会が一月二七日、二八日の両日開催された。

### 【一日目】

一三時に開会され、まず日司連佐藤会長が、行政書士会との商業・法人登記に関する協議の説明、自民党オンライン利用プロジェクトの報告、各司法書士会の総会で会則改正について決議をもらうことは、自立して自治を守るための会則改正であることなどを含めながら挨拶を述べた。

その後、議長を大分県会会長、副議長を香川県会会長と島根県会会長、議事録署名人に青森県会会長を選任し、報告事項に入った。

### 『報告』

(1) 戸籍法の改正、申請書様式については未定であることが報告

された。

(2) 日弁連とのADRについていわゆる一四〇万円問題の協議について報告がされ、今後も協議を続けることが述べられた。

(3) 報酬についてのアンケートを一月四日を目処に実施することが報告された。

(4) 裁判業務に関するアンケートを実施する予定であることについて説明がされた。

(5) 日本司法支援センターについて、書類作成における支援が予定を下回っているため、今後支援を強化することが述べられ、またホームレスの法的支援を年明け一月から三月に行うことが説明された。

(6) 司法過疎対策については、日司連顧問の藤田耕三氏を招いて、一月二八日に全国規模の司法過疎対策担当者会議を実施することが述べられた。

(7) 官公署の許認可取消等の不利とが述べられた。

益処分手続きについて、行政書士が聴聞等の手続きができるようにする改正案について説明がされた。

(8) 新しい認証局が一月一日より運用を開始し、カードを発行することが述べられた。現在の新規申込み、切替申込みについて報告がされ、オンライン申請の登録免許税軽減にあたり、順次カード発行事務を進めていることが説明された。また、カードを破損したときの再発行ができるかという質問には、急いで再発行が可能かはまだ検討していない、予備カードの発行は考えていないと回答された。

(9) ADRについて現在マニュアルを作成されていることが報告され、士業で認証を受けたのは、大阪と京都の弁護士会であることが報告された。

(10) 林野庁及び全国森林組合連合会のご担当者から森林施業の取

組みについて説明があり、今後、相統対象の山の位置が不明で相統登記が進まない場合は、有料だが森林組合がバックアップができるので活用をすること、司法書士は相統のとき必要に応じて森林組合の説明をすること等取組みの連携について述べられた。

(1)事件割会費の廃止と改正案について説明があった。

## 『議事』

司法書士会が定める「依頼者等の本人確認等に関する規程基準案」について質疑応答がされ、今後意見交換が必要であることが議論された。

## 【二〇四】

午前一〇時より、「本人確認等に関する司法書士会会則一部改正」に関する全国の司法書士会の動向が報告された。釧路会、

秋田県会、東京会、千葉会、茨城会、山梨県会、長野県会、富山県会、兵庫県会、滋賀県会、広島会などでいち早く可決される中、大阪会、和歌山県会では継続会と函館会、熊本県会では継続会とするなど、採択の状況は全国でばらつきがある状態である。多くの司法書士会は、一月下旬から一二月月上旬に総会開催が予定されており、その採択の行方が注視される場所である。

これに対し、執行部から、きっかけはともかく、現在の認識としては、もはや、今回の会則改正は犯罪収益移転防止法の施行とはまったく関係なく、主たる目的は、法律家としての責任を明確化し、会員にも執務基準を示すことが重要であると考えたからであるとの説明がなされた。また、できれば全国一斉に会則改正をしていただきたいが、全国の採択状況を鑑み、遅くとも犯罪収益移転防止法施行日までは順次改正をしていただきたいとの要望があった。

早急にすべきであるとの説明が繰り返された。

これに対し、会則及び規程基準を遵守することによって懲戒に対する免責となるのか、犯罪収益移転防止法と無関係であるのであれば何故この時期に急いで会則改正なのか、などの質問が全国の会長から相次いだ。

これを受け、執行部からは、佐藤会長の会長声明をもとに提案理由(①本人確認義務違反による懲戒処分が多発、②オンライン登記申請の利用促進、③犯罪収益移転防止法の施行等への対応)の詳細な説明があり、犯罪収益移転防止法の施行に伴い、自ら会則を律することが自治権の獲得にも繋がることの説明があった。なお、執務のQ&Aに関しても、一次版を平成一九年一月中旬には配布したいとの回答があった。

これに対し、執行部から、きっかけはともかく、現在の認識としては、もはや、今回の会則改正は犯罪収益移転防止法の施行とはまったく関係なく、主たる目的は、法律家としての責任を明確化し、会員にも執務基準を示すことが重要であると考えたからであるとの説明がなされた。また、できれば全国一斉に会則改正をしていただきたいが、全国の採択状況を鑑み、遅くとも

犯罪収益移転防止法の施行日までは順次改正をしていただきたいとの要望があった。

早急にすべきであるとの説明が繰り返された。

これに対し、会則及び規程基準を遵守することによって懲戒に対する免責となるのか、犯罪収益移転防止法と無関係であるのであれば何故この時期に急いで会則改正なのか、などの質問が全国の会長から相次いだ。

これを受け、執行部からは、佐藤会長の会長声明をもとに提案理由(①本人確認義務違反による懲戒処分が多発、②オンライン登記申請の利用促進、③犯罪収益移転防止法の施行等への対応)の詳細な説明があり、犯罪収益移転防止法の施行に伴い、自ら会則を律することが自治権の獲得にも繋がることの説明があった。なお、執務のQ&Aに関しても、一次版を平成一九年一月中旬には配布したいとの回答があった。

さらに、会則改正は総会の決

議事項であるものの、規程基準については各会の理事会の承認に委ねられているので、日司連から統一的な規程基準を示すことは好ましくないとの意見につき、執行部からは、全国一律の規程でなければ統一的な運用がなされないおそれがあるので、運用に関しては日司連が関係機関との協議を行なうなどの体制を整えるので、ご理解いただきたいとの回答があった。

執行部より、日司連役員選挙につき、次期の役員改選時より予選制度・直接選挙を採用することを含め検討しているとの報告がなされた。

執行部から、本年度総会決議を踏まえて検討した結果、「司法書士の名称を変更すべきであり、名称の最有力候補名は『法務士』とする」との趣意が表明され、継続協議していきたいとの報告がなされた。

執行部から、不動産登記のオンライン申請利用促進等のための改善策について、①添付書面別送方式の採用、②登記識別情報

の通知・証明事務についての改善、③登記識別情報を提供できない正当事由の追加についての要綱案についての報告がなされた。会長会開催時点では、登記識別情報の提供はオンラインですることとされ、登記識別情報を提供することができない正当理由に「不動産の取引を円滑に行うことができない恐れがある場合」が追加されたとのことである。そのため、本人確認情報を提供した登記申請の重要性が一層増したものと評価できるとのことである。

佐藤会長の総括の後、午後三時、会長会は閉会した。

(月報発行委員会 高木美矢子

赤松 茂)

## 《御注文の翌日お手許へ》

先生方がお使いになる用紙類すべて取り扱っております

### 登記識別情報商品販売開始!!

登記識別情報用封筒

フォルダー

登記識別情報用シール

ゴム印・印材関係一式

A4判対応登記申請書諸用紙

司法書士会統一用紙

印刷物全般

調査士関係諸用紙

簡易裁判事件ファイル

弁護士関係諸用紙

東京 FAX 3920-7372 24時間 大阪 FAX 6358-6486  
本社 03- FAX 受付 営業所 06-

 法令書式センター

本社 東京都練馬区石神井台8丁目3番1号  
☎177 電話 (03) 3928-8330(代表)  
-0045 FAX (03) 3920-7372 番  
ホームページ <http://www.horei-sc.co.jp>

大阪 大阪市北区松ヶ枝町1番3号  
営業所 (高栄松ヶ枝ビル2F)  
☎530 電話 (06) 6358-2926(代表)  
-0037 FAX (06) 6358-6486 番

# REPORT

シンポジウム

## 多重債務者向け相談窓口の整備に向けて

2007.11.30

大阪・朝日生命ホール

平成十九年十一月三〇日(金)、午後二時から大阪市中央区の朝日生命ホールにおいてシンポジウム「多重債務者向け相談窓口の整備に向けて」(主催金融庁、後援内閣府、総務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会)が開催された。

現在、多重債務問題は深刻な社会問題であるが、多重債務に陥ってしまった方、陥りそうになっている方にとって、最も身近な地方自治体の相談窓口で、丁寧に相談に乗ってもらえることが問題解決の糸口となる。

内閣に設けられた多重債務者対策本部では、平成一九年一月一〇日から一六日までを「全国一斉多重債務者相談ウィーク」として全国の都道府県で多重債務者を対象とした無料相談会を開催したが、それに先駆け地方自治体における相談対応への取り組み状況や今後の課題、

さらには多重債務問題への取り組みの重要性について国民に周知するための開催となった。

大阪会場では、各地方自治体の行政職員を中心に約一五〇名の参加者があった。なお、一月四日仙台、一月五日名古屋、一月六日福岡において、この大阪会場でのシンポジウムの模様のVTR放映、講演会、パネルディスカッションが行われた。

### 〈挨拶〉

冒頭、金融庁総務企画局信用制度参事官遠藤俊英氏より挨拶があった。同参事官室は貸金業法の改正を担った部署であるが、「社会のインフラを作る自分たちの仕事がいっただい社会にどの程度役に立つかわからない」ときがあるが、この多重債務問題は市町村、都道府県、弁護士団体、司法書士団体など様々な関係者と全国的なネットワークを

作ることによって我々がやっている仕事がいっただい現場において多重債務問題や自殺問題に対して非常に社会に役に立っていることを実感できた」と述べられた。

### 〈基調講演〉

京都府京丹后市長中山泰氏より基調講演があった。平成一九年四月、京丹后市は、「自殺のないまち」、「誰もが安心して暮



らせるまち」を目指し、一六団体からなる「自殺ゼロ実現推進協議会」を設置した。弁護士会、司法書士会等からの働きかけもあつたが、とりわけある男性から奄美市の市民課へ送られてきた『私の命を助けてくれて本当にありがとうございます』という年賀状に感銘を受け、行政で自殺対策に取り組もうとの決意をされたそうである。

自殺には多くの原因が総合的に絡まっており、社会全体とのかかわりのなかで、あらゆる出口を、あらゆる希望を失って自殺に追い込まれていくものである。公共の力を与えられている行政が謙虚になって、一番か細くなっている命を「誰一人として見捨てない」としてしっかりと支えていかなければならない。

根っこがゆがめばその上の「まちづくり」も空虚なものとなってしまう。命の福祉の問題

は、社会の発展の命運に大きな影響を与える。自殺対策は試行錯誤を重ねながら全員ブレイドやっているが、真の社会の活性化のため奄美市や野洲市などの取り組みが全国に広がっていくことを祈念すると締め括られた。

## 〈パネルディスカッション〉

一部「相談窓口の設置に向けた自治体の取り組みについて」、二部「質問を中心にディスカッション」として、コーディネーターに共同通信社編集局経済部記者井手壮平氏、パネリストに日弁連多重債務対策本部事務局長新里宏二氏、日司連理事多重債務問題対策部部長小澤吉徳氏、中日新聞編集局生活部記者白井康彦氏、奄美市役所市民福祉部市民課主幹兼市民生活係長禧久孝一氏、野洲市市民健康福祉部市民課消費生活相談員生水裕美氏が登壇した。

一部の冒頭で、新里氏より改正貸金業法成立の経緯、小澤氏より日司連が作成した行政の相談窓口のための多重債務問題相談支援ツールとリーフレット「人生はやり直せる」、消費者教育のためのDVDの紹介、白井氏からは新聞記事の紹介、相談を呼び込むことの必要性や家計管理の重要性、禧久氏からは新聞記事を見て大分県から電話をかけてきた女性からの相談の紹介、生水氏からは野洲市の市民相談ネットワークの紹介の後、活発な論議が繰り広げられた。

禧久氏へ電話してきた大分の女性は、二三年間返済を続け、収入は五万五、〇〇〇円の年金のみ。返済金の三万六、〇〇〇円を差し引くと一万九、〇〇〇円で生活するしかなく、死に場所を探していたそうである。相談を受けて三〇分後には弁護士を紹介したが、その女性は「ずつ

と二〇年以上悩んでいたのがほんの数一〇分で解決した。このことが不思議でならない」と言ったそうである。犯罪を犯したわけでも浪費したわけでもなく、こんな人が自分で自分の命を絶とうとする社会はどこかおかしいのではないか、こんなどこにも相談できなかった人のために安心して生活が出来るそうした環境を作ってあげるのが国や行政の役割ではないだろうか、との禧久氏の言葉が印象的であった。

二部は、会場から「税の滞納と多重債務者救済について」など数多くの質問が寄せられ予定時間がオーバーするほど参加者も熱心に聞き入っていた。

(月報発行委員会 中村 優子)

# REPORT

## 法教育シンポジウム取材報告

— 未来を拓く法教育 in よこはま —

2007.12.2

神奈川・パシフィコ横浜

平成一九年一二月二日(日)午後二時から午後五時まで、パシフィコ横浜において、法務省・文部科学省・最高裁判所・日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)主催、横浜弁護士会・日本司法書士会連合会(以下「日司連」という)・法テラス(日本司法支援センター)・神奈川県教育委員会・横浜市教育委員会・朝日新聞社後援により、「法教育シンポジウム―未来を拓く法教育 in よこはま―」が開催された。参加者は二〇〇名を数えた。

主催者によると、法教育とは「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能・意義を自ら考え、裁判員制度への参加など社会に参加することの重要性を意識付ける思考型・社会参加型の教育」であるという。新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためには、法教育が不可欠であるとの認識から、法務省を中心に法教育の検討・推進がすすめられていると

ころであり、司法制度改革、とりわけ裁判員制度の導入が間近に迫っている中で、国民の法や裁判に対する関心も大きくなっている。学校現場では、法や司法の意義・役割を、実感をもって理解し、身につけることを目指す法教育が導入されるなどの広がりを見せているとのことである。また、改正教育基本法が正義・責任や公共の精神を養うことを教育の目標の一つとしたことを受け、法教育の重要性はますます高まっている。以下、法教育シンポジウムの模様を報告する。

まず、法務省大臣官房司法法制部長の菊池洋一氏より、開会挨拶がなされた。法教育は、社会人としてのモノの考え方を身につけることが目的であり、難しいことを議論するわけではない。法や司法を身近なものとして感じるものが最も重要である。本日は、基調講演・報告やパネルディスカッションなどを通じ、参加された皆様も、法教育の普

及・発展について、ぜひ考えていただきたいとのことであった。

基調講演として、筑波大学人間総合科学研究科教授・文部科学省教科調査官(兼務)・法教育推進協議会委員の江口勇治氏から、「法教育の未来」をテーマに講演がなされた。江口氏によると、法教育は、全国法教育ネットワークを皮切りに、日弁連市民のための法教育委員会・日司連法教育推進委員会・法教育研究会及び法教育推進協議会等におけるそれぞれの取り組みが始まり、その取り組みは、学校や家庭へと舞台が広がっていくとのことであった。裁判員制度のスタートや新しい教育課程・学習指導要領の改訂を目前にして、さらにグローバル化・高度情報化の進展が急激に進む中で、法教育の未来が問われているところであり、法教育の未来に向けて、人々の相互尊重の精神の発達、時代の中で未来を担う精神を感じ、法の支配・法の機能・法的思考・法による解

決の基礎をつかむことが重要であるとのことであった。法教育は、争いの場ではなく、解決の場のレッスンのひとつとして、法やルールが子どもたちのひとつの支えになることを目指して、人々とともに学ぶ社会のなかで自由で公正な社会の意義を問うことが大事であるとのことであった。

次に、横浜市立老松中学校教諭の鈴木浩氏から、「中学校における法教育実践―松本中、老松中での実践事例を中心に―」というテーマで報告がなされた。鈴木氏によると、法教育実践報告のポイントとして、①大人・地域を巻き込むこと、②発表があるなど活動的な授業にするという二点が重要であるとのことであった。

鈴木氏が実際に中学校の授業で行っている事例として、「もうすぐはじまる裁判員制度」などの題材に基づく実践事例が報告された。生徒たちが「何をきくべきか」、「どう説明したらわ

かってもらえるか」などアンケートの質問事項を考えてもらうことによって、生徒たちが自ら活動的に取り組むことができるとのことであった。

次に、岐阜大学教育学部教授・法教育推進協議会委員の大杉昭英氏から、「発達段階に応じた法教育」というテーマで報告がなされた。

大杉氏によると、法教育には、成長の視点を持つことが重要であるという。法教育で何を成長させるか、という視点を持つべきであるとのことであった。さらに、どの段階で法教育の学習機会を作るか、という視点も重要であり、例えば小学校低学年であれば、ルールが自分たちのためにあるという原体験、小学校高学年であれば、概念化とルールによる問題解決、中学校であれば、概念化と活用、高等学校であれば、価値についての概念化と活用などに着目して、各段階における学習機会を作るべきであるとのことであった。

子どもの成長に応じ、直接体験から間接体験へと体験を広げ、経験を概念化できるように法教育を実践すべきであるとのことであった。

後半は、一橋大学大学院法学研究科教授の山本和彦氏をコーディネーターとして、パネリストに、キャスター・横須賀市文化振興審議会委員・横須賀市教育委員会委員の出光ケイ氏、司法書士・日司連法教育推進委員会委員長の伊見真希氏、横浜市立瀬ヶ崎小学校主幹教諭の梅田比奈子氏、法教育の実践報告をされた大杉氏、横浜市教育委員会主事三嶽昌幸氏、弁護士・日弁連市民のための法教育委員会委員・横浜弁護士会法教育委員会副委員長の村松剛氏（五〇首順）が登壇し、「ひろがる法教育」をテーマにパネルディスカッションが行われた。各団体における法教育の取り組み、教育現場と法律家との連携の現状など、活発な意見が出され、未来を拓く法教育につき、

建設的な議論が展開された。

\*

最後に、日弁連副会長の松本新太郎氏より、本日のシンポジウムで考えたことを受けて、これからも各団体が全国で法教育に意欲的に取り組んでいただきたい旨の挨拶がなされ、法教育シンポジウムは閉会した。

司法制度改革実現の局面において、思考型・社会参加型の法教育が重要となることは論を俟たない。全国の司法書士会では、意欲的に高校生法律講座などの実施をしているところであるが、その取り組みは、例えば悪質商法・多重債務に陥らないための知識の伝授に偏らず、法的なものの方を身につけるための教育でなければならぬといえるだろう。読者の所属する司法書士会ではどのような法教育の講義を市民に提供しているか、今一度、ご確認していただきたい。

（月報発行委員会 赤松 茂）

# R E P O R T

## 自主事業検討委員会「寿」越冬闘争視察取材

2007.12.27—2008.1.6 神奈川・寿地区

### 【自主事業検討委員会】

本委員会は、昨年の六月に開催された第六九回日本司法書士会連合会（以下「日司連」という）定時総会において可決された「高齢者・障がい者、ホームレスを対象とした法律援助事業の実施を求める決議」に基づき、この決議内容を実現するために執行部の特別補助機関として設置された。現在委員会内では、日本司法支援センター（以下「法テラス」という）における自主事業として、司法書士の前記決議内容の事業化を目指すとともに、その前提として法テラス外における日司連の「自主事業」をスタートさせるべく検討を重ねている段階である。その背景には、日司連がこの事業に用意した資金が少なく、法テラスの自主事業の対象にならないという悲しい事情がある。少なくとも法テラスという国家事業に積

極的に関与しようと考えるのであれば、直接事業を検討する委員たちあるいは総会で賛成の意思表示をした組織員たちのモチベーションが下がらないような執行部の英断が必要であろう。

### 【寿越冬闘争について】

「寿」地区とは、横浜市中区にある、いわゆる「どや街」である。「どや」というと多くの日雇労働者が大部屋で寝泊りするイメージを抱く人も多いかもしれないが、寿地区ではほとんどが建て替えや内装を変更し、トイレや炊事場こそ共同であるが、個室のものがほとんどである。年末年始は、日雇労働者の仕事がない時期なので、現場から多くの労働者たちが年越しのために「寿」に集まってくる。横浜市は四年前までは、これら年越し労働者のために二〇〇人が寝泊りできる臨時の「プレハブ」を寿公園に建てていたが、経費

削減され、現在は福祉プラザの八〇床が提供されるのみである。この「寿」での越冬は、オイルショック時代から始まり、今年が第三四次寿越冬闘争ということになる。実行委員会は、寿日雇労働者組合、寿医療班、寿支援者交流会、日本キリスト教団寿地区センター、反戦・反差別を闘う神奈川青年労働者共闘、横浜水曜パトロールの会が構成団体として、完全ボランティアで運営されている。中心人物の一人である、寿日雇労働者組合の近藤さんにお話をうかがった。「本来行政がやるべきことを仲間同士の手助け合いでやっている。正月の時期に一人の死亡者も出さないことが目標である。今年には八〇床しか臨時の宿泊が確保されておらず、年内は若い人・元気のある人にはとりあえず毛布を渡してテント等で過ごしてもらおうしかない」と、憲法上保障されている「生存権」そのも

のが赤裸々に語られていた。越冬闘争では、炊き出しや年越しそば、餅つきなどの行事も行われるとともに、夜間はパトロールを行い、生きて年末年始を過ごすことに尽力している。現在社会を謳歌している我々が知らない現実が、そこには存在しているのである。

### 【法律相談会と司法書士への期待】

神奈川県司法書士会人権委員会では、年末年始の「寿」越冬闘争に参加して今回で四年目になる。具体的には、実行委員会テントの前で「法律相談」を行っている。すつかり、実行委員会のメンバーからおなじみである。また、同委員会は、毎月「寿」地区での法律相談を続けているため、この住民からすでに十分認知されている。法律相談に関しては、実行委員会のメンバーが日常的な相談から

本人を連れて訪れたり、当日地区をハンドマイクで呼びかけたり、あるいはすでに何度か利用した方（リピーター）がいたり、一般の相談所と変わることはない。相談内容は、多重債務相談、特に日雇労働者専門のヤミ金相談が多いが、それ以外にも住民登録をしたら相続人として財産があることが発覚したという相談や、葉害肝炎に関する相談など多岐にわたる。「寿」の住人は、この地区を自分たちの安全な地区として生活しており、各地にある相談窓口に出かけていくことに抵抗があるようだ。社会の見えない壁が存在しており、私たちが気づいていないのである。社会そのものの偏見や差別とともに、住人たちの自立の問題が確かに存在する。私たち司法書士は、法律家として、個別の相談課題の解決とともに、そこに共通して存在する社会問題に気づき、それに働きかける

ことにより人権を守り、社会正義を実現していくことが求められているのである。前述の近藤さんからも「司法書士さんが参加してくれて、法律的な知識を私たちも持つことができた。それまでは借金の時効についても知らなかった」と感謝の言葉をいただいた。横浜市のど真ん中ですらこの状況である。私たちの身近なところに司法過疎は存在しているのであり、気楽に「司法過疎は存在しない」などと口にするべきではない。

### 【日司連として】

今回、日司連自主事業検討委員会が、「寿」地区を視察したのは遠見であったと思われる。日司連及び各司法書士会は、その会則に「国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項」を謳っている。まずは、身近に存在する司法過疎地区に対して、司法書士が相

談というサービスを提供することとは、何ら困難な問題ではない。すぐにでも始めることができる課題である。そして、次にその相談事例を踏まえて、法律家としていかに行動すべきかを検討し行動することまで強く求められている。それが、法テラスを誕生させた司法制度改革の精神である。憲法で保障された生存権に基づき、現場から声を上げ行動できるのは司法書士において他にはないであろう。目に見え、実際に一部の司法書士たちが切り開いているこの世界を、制度的に発展させることが日司連の役目であると思われる。日司連の自主事業としてスタートし、それを法テラスの自主事業に発展させることこそ、日司連執行部がやるべき行動であると確信した年末取材であった。

（月報発行委員会 稲村 厚）

## 第14回日司連市民公開シンポジウム／第2回司法書士人権フォーラム

### 「考えよう人権 PART2～いま、高齢者の人権が危ない～」

虐待されている高齢者、生活ができない高齢者、病院にも行けない高齢者、住むところもない高齢者など、社会から排除されつつある高齢者が多数存在します。これらの高齢者に実際に関わっている人たちから現場報告を受け、社会から排除されつつある高齢者の実態を知るとともにその原因を探り、私たちに何ができるのかを考えていきたいと思います。

#### ◆日時

平成20年3月21日（金） 開場・受付開始13：00／開会14：00／閉会18：00

#### ◆会場

大手町サンケイプラザ4階ホール 東京都千代田区大手町1-7-2 TEL:03-3273-2257

#### ◆プログラム（予定）

\* 「司法書士人権フォーラム作品募集」受賞者発表・表彰／受賞作品の発表

\* 基調報告：

横須賀市健康福祉部高齢者福祉担当 高齢者虐待防止センター 角田幸代氏  
社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 松井秀樹氏

\* 特別講演：

「みんな地球に生きるひと（日本の国際化と子どもの未来）」アグネス・チャン氏

\* パネルトーク：

「いま、高齢者の人権が危ない」

【登壇者】

横須賀市健康福祉部高齢者福祉担当 高齢者虐待防止センター 角田幸代氏  
読売新聞東京本社 論説委員 徳永文一氏  
社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 松井秀樹氏

#### ◆申込方法

\* 参加費：無料

\* 参加をご希望の方は、▼氏名▼郵便番号▼住所▼電話番号▼年齢▼性別▼サポートの必要の有無等（①車いすをご利用の方②手話が必要な方③要約筆記が必要な方…は、その旨をご明記下さい。）をご明記の上、通常ハガキ、FAXまたは日本司法書士会連合会ホームページからお申込み下さい。抽選で400名の方をご招待いたします。当選は、3月中旬にお送りする招待状の発送をもってかえさせていただきます。

\* 申込締切：平成20年2月29日（金） ※ハガキは当日消印有効

\* ハガキ宛先：〒105-0012 東京都港区芝大門2-11-16 YSビル3F

第14回日司連市民公開シンポジウム応募受付事務局 係

\* FAX：03-5402-6684

\* 日本司法書士会連合会ホームページ：<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

#### ◆主催

日本司法書士会連合会

#### ◆お問合せ先

第14回日司連市民公開シンポジウム応募受付事務局 TEL：03-5402-6683

※当日は、手話通訳、要約筆記をご用意いたします。どなた様もお気軽にご参加下さい。

## ■information

### 高齢者虐待防止シンポジウム

# 「虐待の防止と成年後見の役割」

高齢者の財産を搾取する「経済的虐待」にわれわれはどう対処すべきなのか

高齢者虐待防止法（略称）が施行され2年が経過しようとしています。

この法律の施行により高齢者虐待の問題が単に医療、介護の現場のみならず、家族や高齢者にかかわる専門職能も含めた社会全体の問題として認識されることになりました。またこの法律においては「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」という「経済的虐待」も明記されました。

そこで、今回、高齢者・障害者の人権にかかわる司法書士の責任として、「経済的虐待」に関しての社会に対する問題提起と、この問題への対処方法を検討します。

**日 時** 平成20年3月22日（土） 午後1時から午後4時30分  
開場・受付開始／12：30 開会／13：00 閉会／16：30

**会 場** 司法書士会館 地下1階『日司連ホール』  
東京都新宿区本塩町9-3 TEL 03-3359-0541

**主 催** 社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会

**参加費** 無料

#### 申込方法

参加ご希望の方は、住所・氏名・電話番号・ご職業を明記の上、郵便ハガキ、FAX、または（社）成年後見センター・リーガルサポートホームページからお申し込みください。定員180名になり次第締め切らせていただき、招待状は3月上旬に発送いたします。

- ・申込締切 平成20年2月29日（金）必着
- ・郵便ハガキ 〒160-0003  
東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館4F  
（社）成年後見センター・リーガルサポート「虐待防止シンポジウム申込」係
- ・FAX 03-5363-5065
- ・URL <http://www.legal-support.or.jp/>

**参加費** 無料

#### プログラム

##### 第一部 基調講演

テーマ 「高齢者虐待防止と成年後見」  
講 師 小賀野 晶一（千葉大学法経学部教授）

##### 第二部 パネルディスカッション

テーマ 「虐待の防止と成年後見の役割」  
コーディネーター 小賀野 晶一（千葉大学法経学部教授）  
パネリスト 服部 万里子（立教大学コミュニティ福祉学部教授）  
富永 忠祐（東京弁護士会（オアシス））  
杉山 春雄（（社）成年後見センター・リーガルサポート常任理事）

第7回理事会

(平成20年1月9日)

〔審議議案〕

(1) 神戸学院大学及び大阪大学より、共同研究費の支給について要請があつたので、同要請にもとづき研究費を支給することを承認した。

(2) 平成一九年一月三十一日付にて退職(自己都合)した職員の退職金の一部に充てるため、退職給与等引当積立金(特定預金)から金二、四〇〇、三五八円を取り崩すことを承認した。  
 (3) 高知県司法書士会より申請された特別会費免除について承認した。

(4) 社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの共催により、「高齢者虐待防止シンポジウム」を開催することを承認し

た。なお、連合会が負担する費用については、金五〇万円を限度として制度改善費の制度振興費から支出することとし、支出額の決定については会長に一任することを併せて承認した。

(5) 「動産・債権譲渡登記」実務解説書籍を出版することを承認した。なお、出版契約等については、会長に一任することとした。

(6) 司法書士総合相談センター等の相談員のスキル向上を目的としたDVDを作成することを承認した。

(7) 司法書士電話相談センターについては、平成二〇年度、事業を継続することを承認した。

(8) 平成一九年度地域開催業務一般研修(不動産登記オンライン

申請)を開催することを承認した。

(9) 登記法学会設立について検討を行うため、日司連事務執行規則第二三条第一項の規定にもとづき、次の特別補助機関を設置してその任に当たらせることを承認した。なお、人選については会長に一任することとした。

○登記法学会設立検討委員会

①委員の数 六名以内

②客員委員 若干名

③付託事務

(1) 日本登記法学会設立に向けた検討

(2) 前項に関する事項

④予算措置 委員会費の委員会費

会費

(10) 司法書士の名称変更について、会員向けのアンケートを実施することを承認した。なお、字句の修正等については会長に一任することとした。

(11) 第七回司法書士特別研修実施計画(案)について、これを承認した。

(12) 平成一九年度第四回会長会に付議する事項については、次のとおりとすることを承認した。なお、追加の付議する事項については、会長に一任することとした。

○付議する事項

〔報告事項〕

①一般報告

②日弁連との協議について

③組織機構改革について

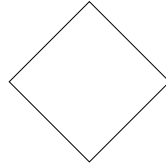
④規制改革について

⑤その他

〔協議事項〕

①「本人確認及び記録保存に関する司法書士会会則一部改正(案)」への対応について

②司法書士会が定める「依頼者等の本人確認等に関する



規程基準(案)」制定について

③不動産登記オンライン申請利用促進策への対応について

④日司連役員選挙の改革について

⑤日司連会費の改革について

⑥平成二〇年度事業計画・予算(案)の骨子について

⑦司法書士会会長相互の意見交換

⑧その他

(13)次のとおり平成二〇年度第一回会長会を開催することを承認した。

①日時 平成二〇年四月

一〇日(木) 一三〜一七時

一一日(金) 一〇〜一五時

②場所 司法書士会館地下一階日司連ホール

(14)「日司連業務及び財務等の情報公開に関する規則」の一部を改正すること、及び「日司連懲戒処分及び注意勧告の公表並びに開示に関する規則」を制定す

ることを承認した。なお、字句の修正については、会長に一任することとした。

(15)平成一九年度第六九回定時総会決議にもとづき、高齢者、障がい者、ホームレス等を対象とした法律援助事業を実施することについては、協議議案に変更し、協議した。

〔協議議案〕

(1)「本人確認及び記録保存に関する司法書士会則一部改正(案)」に関する司法書士会への対応について協議した。

(2)司法書士会が定める「依頼者等の本人確認等に関する規程基準(案)」制定について協議した。

(3)平成二〇年度事業計画・予算(案)の骨子について協議した。

(4)「日弁連との協議」への対応について協議した。

(5)第七回司法書士特別研修受講予定者名簿の登載拒否について協議した。

(6)日司連役員選挙の改革については、会長会にて意見を聴取することとした。

(7)日司連会費の改革については、会長会にて意見を聴取することとした。

(8)大学在籍者からの登録申請に関する取扱基準については、時間の都合により未協議。

(9)兼業者からの登録申請に関する取扱基準については、時間の都合により未協議。

(10)司法書士事業承継支援については、時間の都合により未協議。

(11)簡易裁判所における法テラス民事法律扶助・司法書士相談センターの設置については、時間の都合により未協議。

(12)日本司法支援センター地方事務所等の司法書士窓口対応専門職員にかかる対応については、時間の都合により未協議。

(13)制度認知拡大基金の設置については、時間の都合により未協議。

(14)登記乙号事務の民営化について

では、時間の都合により未協議。(15)特定商取引法及び割賦販売法改正への対応について協議した。

(16)平成一九年度第四回会長会(H20.1/21-22)の対応については、時間の都合により未協議。

(17)平成二〇年新年賀詞交歓会(H20.1/21)の対応については、時間の都合により未協議。

(18)第九回理事会の日程変更、及び第一〇回理事会の開催日程について、次のとおり了承した。

○第九回理事会

①日時 平成二〇年三月

二五日(火) 一三〜一七時

二六日(水) 一〇〜一五時

②場所 司法書士会館六階会議室

○第一〇回理事会

①平成二〇年四月

二四日(木) 一三〜一七時

二五日(金) 一〇〜一五時

②場所 司法書士会館六階会議室

## 「公益信託 成年後見助成基金」の現状と今後の展望

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

総務担当常任理事 杉山 春雄

社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）が委託し、三菱UFJ信託銀行株式会社が受託・運営する「公益信託 成年後見助成基金」（以下「助成基金」という。）は、経済的理由によって本来必要とされる成年後見制度の利用が阻害されないよう、一定の後見報酬を確保・補完する助成制度として、リーガルサポートが全国の司法書士らに呼びかけ、公益信託を活用した形で設定した基金である。

リーガルサポートでは、助成基金の安定運営に資するため、その募集、申請受付等の事務手続きに協力し、助成基金への寄付要請も継続的に行ってきたところである。

平成19年度における運営状況を見ると、司法書士・社会福祉士などに対し合計38件、総額5,687,500円の助成金を支給する一方、多数の寄付・遺贈を受けたことにより、助成基金の正味信託財産額は192,231,494円に達した（平成19年9月30日現在）。信託財産額は、何と前年比1億円以上的大幅増である。設定当初2000万円（設定後、375万円を追加信託）の信託財産がわずか6年でその規模を10倍近くまで拡大するとは誰が予想し得ただろうか。関係各位の多大なるご支援に対し、心より感謝申し上げたい。

ところで、最高裁統計によると、後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）は、年間3万件を超えた。障害者自立支援法施行の影響もさることながら、法テラス、介護保険法の改正によって創設された地域包括支援センター、日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）などが足並みを揃えて成年後見制度の利用に向けた情報提供と関係団体等の紹介を始めたことが制度普及に拍車をかけている。加えて、深刻な社会問題となった高齢者等に対する虐待の問題について、高齢者虐待防止法が高齢者虐待を防止するための方策として成年後見制度の有用性を認め、積極的な活用を促しており、今後の動きに目が離せない。

他方、虐待防止などに果敢に取り組む後見人等に対する報酬の問題は、なぜか置き去りの感がある。後見人等報酬についての公的助成の現状は、極めて不十分といわざるを得ない。後見人等が果たすべき役割の重要性はいうまでもないが、そこに適正報酬という後ろ盾がなければ、個々の善意や熱意だけでそう長続きするものではないと思う。

成年後見制度をめぐる新しいうねりの中で、助成基金がますます社会的注目を集めることは想像に難くない。助成基金に対しては、このたびの信託財産の拡充を受け、助成金の増額等、更なる検討がなされることを望みたい。

なお、助成基金運営委員会では、次のとおり「第8回募集要項」を定め、助成基金の給付申請を受け付けることを決定している。募集要項及び助成金申込書は、後記事務局に請求するか、リーガルサポートのホームページ（<http://www.legal-support.or.jp/>）から取得できるので、応募要件を満たしている会員の方は、締切日に注意の上、積極的に応募していただきたい。

## 「公益信託 成年後見助成基金」第8回募集要項

### 1. 趣旨

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

### 2. 応募対象

- (1) 既に就任した成年後見人等が後見事務を概ね3ヵ月以上実行している場合であることとします。ただし、親族以外の個人が成年後見人等に就任しているときに限ります。
- (2) 後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものであることとします。
- (3) 本年度は、成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者または知的障害者・精神障害者等で、生計を一にする家族の年収が260万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないこととします。
- (4) 保全処分の財産管理人の就任にかかる報酬は該当しません。
- (5) 報酬付与審判申立てをしていない期間が対象となります。

### 3. 助成金

助成金総額1,000万円（うち新規申請分400万円）。

被後見人等お一人に対し原則月額1万円最高2万円を限度に助成します。最長5ヵ年間（2年目以降は、継続の申請が必要です）。

### 4. 応募方法

所定の助成金申込書に必要事項を記入し資料を添付して、下記事務局宛送付してください。

### 5. 申込み締切日

平成20年4月30日（水）必着

### 6. 選考の方法、採否の通知及び助成金の交付

- (1) 当基金運営委員において内容を審査の上採否を決定し、平成20年6月中に採否を通知します。
- (2) 選考後の給付は（1）の通知書を添付し家庭裁判所の報酬付与審判を申立て、決定された審判に基づき助成金を交付します。

### 7. その他

- (1) 応募いただいた申込書等の書類の返却はいたしません。
- (2) 応募にあたっては、助成申請書類及び添付した資料に記載されている事項が、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・事務局が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属等の情報が主務官庁等へ提供されることについての同意が必要となります。
- (3) 寄付のお申出は、下記事務局または受託者へご連絡ください。

### 8. 申請書提出先・請求先

- (事務局) 〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館4階  
社団法人成年後見センター・リーガルサポート内  
公益信託「成年後見助成基金」事務局 TEL03-3359-0541
- (受託者) 〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5  
三菱UFJ信託銀行株式会社リテール受託業務部  
公益信託グループ TEL03-3212-1211 内線3435



#### 〔申込方法〕

- ① 購入を希望される方は、「月報司法書士読者」と明記のうえ送付先住所・氏名（所属会）・電話番号を記入し、直接、出版社あて必ず郵送かファックスでお申し込みください。
  - ② 出版社より直接、送本ののち、振替用紙等で代金を支払ってください。
  - ③ 定価及び頒布価格につきましては、出版社により表示形態が異なりますので、ご了承ください。
  - ④ 書籍の内容、発送に関するお問い合わせは、直接、出版社へお願いします。
- ⑤ 締切 平成20年3月17日(月) 締切日以降のお申し込みについては、割引価格にならない場合があります。

#### 〔1〕『書式 民事再生の実務』

〔全訂3版〕―申立てから手続終了までの書式と理論―

森・濱田松本法律事務所・弁護士  
法人 淀屋橋・山上合同編/A5  
判・五二六頁/平成一九年九月  
二〇日発行/株民事法研究会刊

定価四八三〇円(税込)

↓頒布価格四五〇〇円

(税・送料込)

中小企業の再建はもとより、上場企業等の大企業の再建にも幅広く活用されている民事再生手続について、その手続と書式・記載例を網羅した好評書の最新版！ 新破産法・新会社法施行後の運用を織り込むとともに、書式の文例を全面的に見直し最新の實務を反映！

#### ◆〔1〕の申込先

株民事法研究会 朝倉

〒一五一―〇〇七三

東京都渋谷区笹塚二―一八―三

エルカクエイ笹塚ビル六階

☎〇三―五三五―一五七一

FAX〇三―五三五―一五七二

#### 〔2〕『担当部門別』会社役員の方務必携』

弁護士 武井洋一・日本経団連経済第二本部 阿部泰久ほか編著/A5判・八一六頁/平成一九年二月二六日発行/株清文社刊

定価五八八〇円(税込)

↓頒布価格五二九二円

(税・送料込)

本書は、株主総会・取締役会の権限や責任など、会社法下における機関の役割、新株予約権など多岐にわたる株式実務、急増するM&Aへの対応、人事・労務問題、消費者取引等々、新たな展開をみせる企業法務について、役員を担当部門別に解説しています。

#### ◆〔2〕の申込先

株清文社 営業部 三馬

〒一〇一―〇〇四八

東京都千代田区神田司町

二―一八―四(吹田屋ビル)

☎〇三―五二八―九九三二

FAX〇三―五二八―九九一七

## ■連合会日誌（1月）

- 5 (土) 総研第4回行政法関係  
研究部会
- 8 (火) 第10回常任理事会
- 9 (水) 第7回理事会、第14回  
登録常務会
- 10 (木) 総研第10回知財関係研  
究部会
- 11 (金) 第3回司法書士倫理研  
究委員会
- 12 (土) 任意後見制度改善シン  
ポジウム、制度広報B会別説  
明会・意見交換会(東北B会)
- 13 (日) 5 14 (月) 平成19年度  
専門分野修得研修プログラム  
「交通事故(物損)分野」
- 15 (火) 第4回選挙制度改革W  
T
- 16 (水) 第5回月報発行委員会、  
第5回多重債務問題対策部、  
第5回消費者問題研究委員会、  
第2回事業計画・予算案策定  
常務打合せ、平成19年度司法  
書士中央新人研修【東地区・  
1月22日まで】
- 17 (木) 第5回地域司法拡充対  
策部、総研第3回企画運営員  
会議、第5回改革推進WT、  
平成19年度地域開催一般業務  
研修会【関東B】
- 18 (金) 第4回不動産取引対策  
部、第6回オンライン推進対  
策部、第3回本人訴訟支援W
- 19 (土) 制度広報B会別説明  
会・意見交換会(関東B会)、  
第7回司法書士特別研修チュ  
ータ1研修会【東京・大阪・  
広島】
- 20 (日) 平成19年度地域開催一  
般業務研修会【北海道B】
- 21 (月) 第8回臨時理事会、平  
成20年新年賀詞交歓会、第4  
回会費制度改革WT、第15回  
登録常務会
- 21 (月) 5 22 (火) 第4回全国  
会長会
- 23 (水) 第3回後見制度等推進  
委員会、第3回大学提携等推  
進委員会、第4回企業法務W  
T
- 24 (木) 第4回人材育成WT、  
第5回人権委員会、平成19年  
度地域開催一般業務研修会  
【四国B】
- 25 (金) 第3回家事・簡裁WT、  
第6回研修部門・正副所長合  
同会議
- 26 (土) 第3回開業支援フォー  
ラム【大阪】、平成19年度地  
域開催一般業務研修会【東北  
B】
- 27 (日) 第3回開業支援フォー  
ラム【東京】、平成19年度地

域開催一般業務研修会【中国

B】

28 (月) 第4回業務対策部、第

1回中央事故処理審査会、第

7回司法書士特別研修【3月

2日まで】

29 (火) 第4回商事法務WT、

第5回総合相談センター事業

推進委員会

30 (水) 第2回規制改革・民間

開放対策部、第8回不動産登

記法改正対策部、研修所第3

回特別研修チーム会議

31 (木) 第3回自主事業検討委

員会

31 (木) 2/1 (金) 第11回

常任理事会

## ■執行部の動き(1月)

9 (水) ホームレス等に対する

法律援助事業実施に関する法

務省民事局との打合せ【里村

常任理事他】、「都市再生街区

基本調査成果データ」に関す

る(株)NTTデータ経営研

究所との打合せ【酒井専務理

事他】

11 (金) 割賦販売法改正実現全

国会議出席【境理事】

15 (火) 犯罪収益移転防止法に

おける司法書士の特定業務に

関する法務省民事局との打合

せ【酒井専務理事他】、職務

上請求に関する法務省民事局

との打合せ【三河尻常任理事

他】

16 (水) 特定商取引法改正に関

する経済産業省との打合せ

【酒井専務理事他】

17 (木) 資金循環システムに関

する三菱総研からのヒアリン

グ対応【酒井専務理事他】、

自民党政調消費者問題調査会

傍聴【小澤理事他】

21 (月) 自民党司法制度調査会

登記オンラインPT第6回会

合出席【佐藤会長他】

22 (火) 自民党司法制度調査会

明るい競売PT第1回会合出

席【山口副会長他】

24 (木) 自民党政調消費者問題

調査会傍聴【境理事他】、消

費者教育推進協議会出席【安

藤理事他】

25 (金) 土地取引に関する朝日

新聞社取材対応【酒井専務理

事】、多重債務問題に関する

日本経済新聞社取材対応【岩

井常任理事他】

26 (土) 第13回消費者問題リレ

ー報告会【小澤理事他】

26 (土) 27 (日) 名古屋大学

「法整備支援戦略の研究」全

体会議出席【高橋常任理事】

28 (月) 日本司法支援センター

本部民事法律扶助課との打合

せ【齋木副会長他】

29 (火) 自民党政調経済産業部

会・中小企業調査会合同会議

傍聴【境理事他】、特定商取

引法改正に関する法務省民事

局との打合せ【酒井専務理事

他】

30 (水) 本人確認業務に関する

法務省・全銀協・日司連との

打合せ【酒井専務理事他】、

電子署名法検討会に関する日

税連との打合せ【佐藤会長他】、

自民党政調消費者問題に関す

るPT・ADR活性化戦略に

PT等合同会議傍聴【安藤理

事他】、成年後見制度に関す

る法務省民事局との打合せ

【今川常任理事他】

## ● 月報 司法書士 No.432

定価 250円 発行 平成20年2月10日

発行者 日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

TEL 03-3359-4171 (代)

0120-55-2059 (総合案内)

http://www.shiho-shoshi.or.jp/

編集 月報発行委員会

印刷 あかつき印刷株式会社 \*不許複製

乱丁・落丁はお取り替えいたします。